

業務運営方針

「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、この度の改正信用保証協会法等の趣旨を踏まえて積極的に業務を推進することで、地域創生に一層の貢献を果たしていく必要があります。

そのためには、金融機関との連携を更に深め、企業のライフステージに応じて求められる金融支援・経営支援をより一層推進することで、企業の経営改善、生産性向上を促進していくことが重要です。

また、公的機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組む必要があります。こうした考えのもと、2018年度(平成30年度)から2020年度までの業務運営における基本方針を以下の7項目とし、毎年度、実施状況を検証・評価しつつ、必要な施策・事業を展開してまいります。

1. 企業のライフステージに応じた資金需要の把握と積極的な保証の提供

企業の資金ニーズを的確に把握し、企業のライフステージに適切に対応できる保証制度をラインアップ化し、利用者目線に立ち積極的に保証を提供します。

併せて、経営者保証ガイドラインに則った対応を推進するとともに、危機関連保証や小口零細企業保証等、政策性の高い保証制度についても適切に対応いたします。

2. 地域創生に資する創業支援の展開

創業支援に関する保証制度の創設・拡充や、県内の創業支援情報等を総合的に紹介する情報誌の発行などを行い、創業意欲の喚起・向上とともに、具体的行動を促進します。また、デフォルト率が高いとされる創業早期の支援として、職員による積極的な事業所訪問を行うとともに、必要に応じて外部専門家を派遣し、順調な成長を促します。

3. 経営改善、事業再生、事業承継に向けた取組の強化

条件変更先の減少に向けた取組として2017年度(平成29年度)に策定した「経営支援強化プロジェクト」の取組を一層深化・拡充するとともに、その進展状況に応じて目標設定を見直しつつ、その達成を図ります。併せて、これらの取組の中で必要に応じて事業承継の支援を行うとともに、関係機関との連携のもと、円滑な事業承継が促進されるよう、機運の醸成を図ります。

また、再生期にある企業や代位弁済後も事業を継続している企業に対しては、求償権消滅保証等を活用した様々な手法を活用し、最適な結果(抜本再生、事業承継、廃業等)に至るよう支援を行います。

4.金融機関や支援機関等との更なる連携

この度の法改正によって求められている、創業期、成長期、安定期、下降期等の企業のライフステージに応じた適切な支援、ベストプラクティスを含めた様々な情報の発信、保証商品の活用を通じた適切なリスク分担など、多様な場面・形態において金融機関や支援機関等との更なる連携強化を図ります。

5.回収と整理の推進

代位弁済後の初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図ります。併せて、事業を継続しつつ返済を行っている債務者や、限られた収入の中から定額返済を継続している保証人に対しては、事業再生や生活再建を支援する観点に立った取扱いを進めます。

6.人材育成・組織の活性化

時代の流れを察知し、組織としての目標を理解しその実現に向けた具体的な行動を起こす能力を兼ね備えた職員の育成を目指し、OJTを基本としつつ、各種研修の充実や資格取得の奨励を行うなど、よりコンサルティング力のある人材の育成に努めます。また、効率的かつ最適な組織体制、効率的かつ正確な事務手続、適正な人員配置に向け、絶えざる見直しを行います。

7.コンプライアンス態勢の強化

公的機関としての社会的責任を果たすため、今後とも徹底した内部監査の実施や、コンプライアンス・プログラムに則った研修等を継続するとともに、その取組自体が形式的にならないよう、PDCAサイクルを通じて役職員の意識強化を図っていきます。

業務計画(中期)

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度		2019年度		2020年度	
	金 額	対前年度 計画比	金 額	対前年度 計画比	金 額	対前年度 計画比
保証承諾額	400,000	102.6	380,000	95.0	360,000	94.7
期末保証債務残高	1,080,000	102.9	1,059,000	98.1	1,029,000	97.2
代位弁済額	17,100	95.0	17,100	100.0	18,100	105.8
求償権実際回収額	6,500	91.5	6,100	93.8	5,700	93.4